

騒音規制法について

高知県林業振興・環境部環境対策課

内容

- 1 騒音規制法
- 2 振動規制法
- 3 環境基準

1 騒音規制法

- (1) 目的
- (2) 工場・事業場騒音
- (3) 建設作業騒音
- (4) 自動車騒音
- (5) その他

(1) 目的

- ① 工場・事業場における事業活動、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音を規制
- ② 自動車騒音に係る許容限度を設定
- ③ 生活環境の保全、国民の健康の保護

(2) 工場・事業場騒音

- ① 規制基準
- ② 指定地域
- ③ 特定施設
- ④ 勧告・命令

● 定義等

○ 特定施設

工場・事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設として指定されたもの

○ 規制基準

特定施設を設置する工場・事業場(特定工場等)において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度

○ 設置届

指定地域内に特定施設を設置しようとする者は、設置工事開始日の三十日前までに市町村長に届け出なければならない

① 規制基準

市域は市長、町村域は知事が設定

単位：dB(デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	第1種区域	50	45
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	55
第4種区域	70	65	60

備考

1 時間区分

朝：午前6時～午前8時 昼間：午前8時～午後7時
夕：午後7時～午後10時 夜間：午後10時～翌日の午前6時

2 区域区分

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第三種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第四種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

7

② 指定地域

○規制地域の指定

市域は市長、町村域は知事が指定

○地域指定している市町村

高知市、室戸市、安芸市、香美市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市、いの町、芸西村

※指定地域の地図について

- 〔 町村域は、所管の町村役場、または高知県環境対策課
 - 〔 市域は、各市役所
- が備え、縦覧に供すること。

8

③ 特定施設

	金属加工機械	
	イ	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
	ロ	製管機械
	ハ	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	ニ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
1	ホ	機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)
	ヘ	せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	ト	鍛造機
	チ	ワイヤーフォーミングマシン
	リ	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
	ヌ	タンブラー
	ル	切断機(と石を用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	

9

③ 特定施設

	建設用資材製造機械	
5	イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)
	ロ	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	
	木材加工機械	
	イ	ドラムバーカー
	ロ	チップパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
7	ハ	砕木機
	ニ	帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
	ホ	丸のご盤(帯のご盤と同じ)
	ヘ	かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
8	抄紙機	
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	

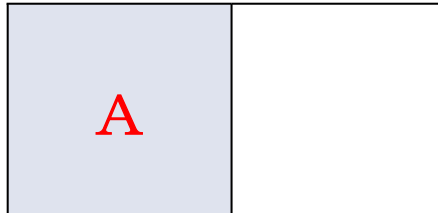
10

③ 特定施設

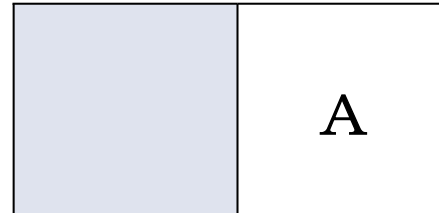
○規制対象

例 A:特定施設 B:非特定施設
 青:指定区域 無色:非指定区域

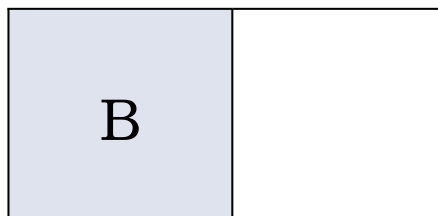
Aは規制対象



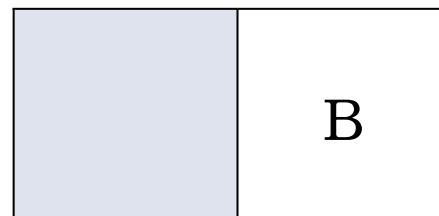
Aは規制対象外



Bは規制対象外



Bは規制対象外



11

④ 勧告・命令

○市町村長による計画変更勧告(法第9条)

- ・ 設置・変更届出があった場合、その特定工場等の騒音が規制基準に適合しない場合
- ・ その周辺的生活環境が損なわれると認める場合
 - 届出受理日から三十日以内に、届出者に、騒音防止・特定施設使用方法、配置計画を変更すべきことを勧告できる

○市町村長による改善勧告・命令(法第12条)

○改善勧告

- ・ 上記の勧告と同様の場合

→ 設置者に対し、騒音防止方法を改善し、又は特定施設使用方法、配置を変更すべきことを勧告できる

○改善命令

- ・ 計画変更勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置している場合
- ・ 改善勧告を受けた者がその勧告に従わない場合
 - 上記の場合、騒音防止方法の改善、特定施設使用方法若しくは配置変更を命令できる

12

(3) 建設作業騒音

- ① 規制基準
- ② 特定建設作業
- ③ 勧告・命令

● 定義等

- 特定建設作業
建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業として指定されたもの
- 規制地域の指定
市域は市長、町村域は知事が指定
- 地域指定している市町村
特定工場等と同じ市町村が該当
- 設置届
指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、建設作業開始日の七日前までに、市町村長に届け出なければならない

① 規制基準

環境大臣が設定

単位: dB(デシベル)

規制種別	区域の区分	特定建設作業
基準値	(1) (2)	85
作業時間	(1)	午前7時～午後7時の時間内
	(2)	午前6時～午後10時の時間内
1日当たり 延作業時間	(1)	10時間を超えないこと
	(2)	14時間を超えないこと
連続作業時間	(1) (2)	連続6日を超えないこと
作業日	(1) (2)	日曜日その他の休日でないこと

備考

1 基準値は特定建設作業の敷地の境界線での値

2 区域の区分

(1) 第1号区域

騒音規制法に基づく指定地域のうち、第1～3種区域、及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホーム等の周囲おおむね80mの区域内

(2) 第2号区域

指定区域のうち、第1号区域以外の区域

15

騒音規制法

② 特定建設作業

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のもにに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもにに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のもにに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上のもにに限る。)を使用する作業(※)
7	トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上のもにに限る。)を使用する作業(※)
8	ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上のもにに限る。)を使用する作業(※)

(※) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(低騒音型建設機械)を除く

16

③ 勧告・命令

●市町村長による改善勧告・命令(法第15条)

○改善勧告

- 〔 ・ 指定地域内での特定建設作業の騒音が規制基準に適合しない場合
 - ・ その周辺の生活環境が著しく損なわれると認める場合
- 当該施工者に対し、騒音防止方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告できる

○改善命令

- ・ 勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っている場合
- 騒音防止方法の改善、特定建設作業の作業時間の変更を命令できる

(4) 自動車騒音

- ① 許容限度
- ② 常時監視
- ③ 要請限度

① 許容限度

○環境大臣

自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めなければならない

○国土交通大臣

道路運送車両法 に基づく命令で、自動車騒音規制に関し必要な事項を定める場合、許容限度が確保されるように考慮しなければならない

② 常時監視

知事(町村域)・市長(市域)は、自動車騒音の状況を常時監視・公表しなければならない

③ 要請限度

○市町村長による要請(法第17条)

- ・ 第21条の2の測定を行い、指定地域内における自動車騒音が要請限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認める

→ 都道府県公安委員会に対し、道路交通法による措置を執るべきことを要請

○市町村長による意見

- ・ 第21条の2の測定を行い、必要があると認めるとき
- 道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができる

③ 要請限度

単位: dB(デシベル)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考

1 時間の区分

昼間:午前6時～午後10時 夜間:午後10時～翌日午前6時

2 a,b,c区域

・町村域は知事、市域は市長が指定

・騒音規制法に基づく指定地域のうち、騒音環境基準の類型を当てはめる地域のA,B,C地域にそれぞれ該当

(5) その他

① 騒音の測定 (法第21条の2)

市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定する

② 報告・検査(法第20条)

市町村長は、特定施設設置者、特定建設作業の施工者に対し、報告、立入り、検査できる

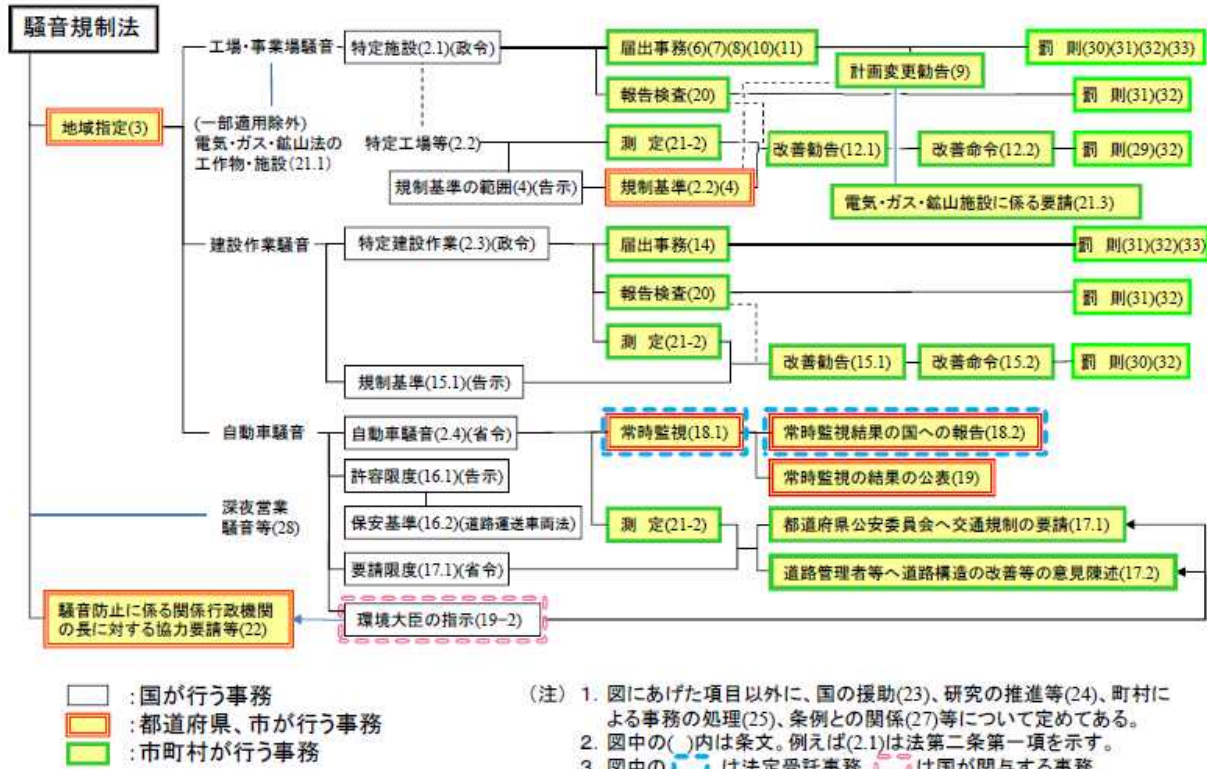
③ 深夜騒音等の規制

- ・ 飲食店営業等の深夜の騒音、拡声機を使用する放送の騒音等
- ・ 地方公共団体が、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるとき
- ・ 地域の自然的、社会的条件に応じて、営業時間を制限すること等により必要な措置を講ずるようにならなければならない
(例) 高知県公害防止条例:深夜の静穏保持、拡声放送の制限

④ 小規模事業者への配慮

市町村長は、小規模事業者への改善勧告・命令に当たり、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないように配慮しなければならない

騒音規制法の体系



2 振動規制法

●騒音規制法との比較
 制度の枠組みは概ね同様

- (1) 地域指定
 - ・町村域は知事、市域は市長が指定
 - ・指定地域—高知市、室戸市、安芸市、須崎市、四万十市、いの町
- (2) 特定施設、特定工場等
 - ・規制基準、指定区域
 - ・事前の設置の届出
 - ・計画変更勧告、改善勧告・命令
- (3) 特定建設作業
 - ・規制基準、指定区域
 - ・事前の届出
 - ・改善勧告・命令
- (4) 道路交通振動
 - ・要請限度
- (5) **環境基準はない**

3 環境基準

(1) 環境基準

- ・騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準
- ・町村域は知事、市域は市長が各類型を当てはめる地域を指定

単位：dB(デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

備考

1 時間の区分

昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

2 地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

25

(道路に面する地域)

単位：dB(デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
b地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(幹線交通を担う道路に近接する空間)

単位：dB(デシベル)

基準値	
昼間	夜間
70以下	65以下

26

(地域の類型を当てはめる地域の指定)

- 1 地域指定している市町村
高知市、香美市、南国市、四万十市、宿毛市、いの町
- 2 類型指定
AA類型については、指定地域はない

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法に基づく第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(参考) 他の騒音に係る環境基準

- 1 飛行場周辺－航空機騒音に係る環境基準
・指定地域－南国市、香南市
- 2 新幹線沿線－新幹線鉄道騒音に係る環境基準

27

(2) 環境基準値の評価

- ① 評価
 - ・ 個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによること
 - ・ 住居等の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによること
- ② 評価方法
 - ・ 等価騒音レベルによること
 - ・ 時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによること
- ③ 評価の時期
 - ・ 騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定
- ④ 測定
 - ・ 著しい騒音を発生する**工場及び事業場、建設作業の場所**、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、**測定場所から除外**

(3) 環境基準の達成状況の評価

- ① 道路に面する地域以外の地域
 - ・ 一定の地域ごとに**当該地域の騒音を代表すると思われる地点**を選定して評価
- ② 道路に面する地域
 - ・ 一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価

(4) 適用除外

- ・ 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない

28